

高齢者虐待防止のための指針

特定非営利活動法人おたがいさま

1. 当法人事業所における虐待防止に関する基本的考え方

当法人事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義（詳細は 別表 となります）

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加える事。
また正当な理由もなく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄放任：意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させる事。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 権利擁護・高齢者虐待防止委員会に関する事項

- (1) 当法人事業者では、虐待発生防止に努める観点から、「権利擁護・高齢者虐待防止委員会（以下 委員会）」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下 担当者）」とします。
- (2) 身体拘束等適正化委員会や関係する他の会議と一体的に開催する場合があります。
- (3) 委員会は、年1回以上開催とし、次のことを協議します。
 - ① 事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握や改善についての検討
 - ② 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - ③ 身体拘束廃止に関する職員への指導
 - ④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善
 - ⑤ 職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みについて
 - ⑥ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備について

- ⑦ 虐待等を把握した場合に、迅速かつ適切に市町村に通報が行える方法について
- ⑧ 虐待等が発生した場合、発生原因を検証し再発防止策について
- ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもので本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 実施は、グループホームは年2回、通所介護と居宅介護支援は年1回以上及び新規採用時とします。
- (3) 実施時は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、事業所内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 職員は事業所内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに管理者に報告し、管理者は委員会を速やかに開催、市町村に通報すること。
- (5) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。
- (6) 報告、解決の手順は別紙「フローチャート」「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」参照

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当事業所内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しています。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

10. 附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する。